

# いばらき子ども読書活動推進計画

## 第四次推進計画



令和4年3月

茨城県教育委員会

# 目 次

## 第1章 本計画の改定にあたって

1	はじめに	1
2	第三次推進計画に基づいた主な取組と課題	1
	(1) 家庭における取組と課題	1
	(2) 地域における取組と課題	2
	(3) 学校における取組と課題	2
3	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	4
	(1) 関係法令の改正等	4
	(2) 新学習指導要領の全面实施	5
	(3) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の変化	5
4	計画期間	5

## 第2章 基本的方針

1	読書活動を支える環境の整備	6
2	県立図書館と市町村立図書館等の連携	6
3	学校における読書活動の充実	6

## 第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1	発達段階ごとの特徴等	7
2	家庭における子どもの読書活動の推進	8
3	地域における子どもの読書活動の推進	8
4	学校等における子どもの読書活動の推進	11
5	図書館間協力等の推進	14
6	啓発・広報等の推進	14
7	数値目標の設定	16

## 第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1	推進体制	17
	(1) 県の推進体制	17
	(2) 市町村の推進体制	17
	(3) 民間団体との連携・協力	17
	(4) 国の役割	17
2	財政上の措置	17

【用語解説】	18
--------	----

## 第1章 本計画の改定にあたって

### 1 はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるような環境整備を推進することが必要です。

一方で、タブレットやスマートフォン等が普及し、インターネットやSNSなど、本以外から簡単に情報を得ることができるなど、知識の取得方法が多様化したことにより、子どもの読書離れが懸念される状況が続いています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や、ICT等の先端技術の発達により、学校において一人一台端末を活用した授業や学校と自宅等を通信ネットワークで接続したオンライン授業が行われるなど、子どもたちの学びや生活のスタイルが大きく変化しています。

国においては、平成13年に子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）が成立し、平成14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国の第一次基本計画）」が策定され、現在は、第四次基本計画に基づいて読書活動の推進が図られています。

本県においても、平成15年に「いばらき子ども読書活動推進計画」を策定し、二度の改定を重ねて、子どもたちの読書活動を推進してまいりました。

今回、国の第四次基本計画や、本県のこれまでの成果や課題、子どもたちを取り巻く社会環境の変化等を踏まえながら、「いばらき子ども読書活動推進計画（第四次推進計画）」を策定し、子どもの読書活動のより一層の推進に取り組んでまいります。

### 2 第三次推進計画に基づいた主な取組と課題

#### （1）家庭における取組と課題

##### <取組>

- 市町村が行うブックスタート<sup>1</sup>や県の「家庭教育応援ナビ」<sup>2</sup>において、読み聞かせの楽しさや家庭での読書の重要性に関する啓発、情報提供に努めたことなどにより、家庭における読書に対する理解促進が進んでいます。

##### <課題>

- 子どもたちの言葉に対する興味や関心を高め、言語能力を育てる活動に取り組む必要があります。
- 家庭における読書活動の重要性について、より一層理解を深めていく必要があります。

## (2) 地域における取組と課題

### <取組>

- 公立図書館等は、おはなし会や読み聞かせの実施、学校等への図書の団体貸出等により、子どもたちが本に触れる機会を増やすことで、読書に対する意識の醸成を図っています。
- ボランティアや読書関係団体等では、図書館や学校等での読み聞かせや学校図書館等の環境整備など、地域に根差した子どもの読書活動支援を行っています。
- 県立図書館は、児童図書の収集やレファレンスサービス<sup>3</sup>の充実を図るとともに、子ども読書フェスティバル等の普及活動や市町村立図書館・学校図書館等の担当者の資質向上のための研修会を実施し、読書活動の推進に努めています。

### <課題>

- 子どもたちの読書意欲を高めるために、読書の楽しさに触れる機会をさらに増やしていく必要があります。
- 子どもたちが読書に親しむことのできる環境を整備するために、公立図書館等や民間団体及び学校の連携強化が必要です。

## (3) 学校における取組と課題

### 【幼児教育施設】

#### <取組>

- 幼児教育施設<sup>4</sup>における絵本の読み聞かせ等の活動の充実を図っています。
- 保育者<sup>5</sup>を対象とした読み聞かせに関する研修会で資質の向上を図っています。
- 多くの幼児教育施設において、小学校<sup>6</sup>・中学校<sup>7</sup>・高等学校<sup>8</sup>等と連携し、児童生徒による読み聞かせが行われています。

#### <課題>

- 読み聞かせの方法や絵本の選定について情報を収集し、工夫していく必要があります。
- 読み聞かせボランティア等の地域人材の活用を進めていく必要があります。
- 公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に活用するなど、子どもたちの読書環境を充実していく必要があります。

### 【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等】

#### ① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

#### <取組>

- 全校一斉読書の時間を設けるなど、読書習慣の定着を図っています。
- 国語科をはじめ多くの教科等において学校図書館を活用した授業が実施されており、教科書教材等と関連した読書を推進しています。
- 児童生徒の図書委員会活動によるおすすめの本の紹介など、学校図書館の活用を促す

取組が進んでいます。

- ボランティアを活用して読み聞かせやブックトーク<sup>9</sup>等を実施し、読書への意欲を高めています。
- 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」<sup>10</sup>に取り組むことにより、児童生徒の読書の質及び量の充実を図っています。

<課題>

- 市町村や学校による取組の好事例を、他の市町村や学校でも取り入れていく必要があります。
- 公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に活用するなど、子どもたちの読書環境を充実する必要があります。

## ② 学校関係者の意識高揚

<取組>

- 学校図書館研究部の活動や研修会等の機会に、学校図書館の活用や読書指導について優れた実践事例を学ぶなど、教職員の読書に対する意識の醸成を図っています。
- 学校図書館司書教諭講習に教員を派遣し、司書教諭<sup>11</sup>を計画的に養成しています。

<課題>

- 司書教諭や学校司書<sup>12</sup>以外の教職員についても、子どもの読書の重要性や学校図書館の活用に関する意識をさらに高め、学校全体で取り組んでいく必要があります。

## ③ 特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動の推進

<取組>

- 各校種において、障害のある子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、ICT機器の活用等を推進しています。
- 視覚障害者情報総合システム「サピエ」<sup>13</sup>を有効に活用しています。
- 公立図書館の録音図書等を積極的に活用しています。

<課題>

- 特別支援学校に限らず小・中学校・高等学校においても、視覚障害や読み書き障害等、障害の状態や程度に応じ、豊かな読書活動を体験できるICT機器を活用した教育活動をさらに工夫する必要があります。

## ④ 学校図書館の環境整備等の充実

<取組>

- 小・中学校における学校図書館図書標準の達成状況や学校司書の配置状況が向上しています。
- 県では、平成24年度から令和元年度まで、小・中学校を対象に「学校図書館支援事

業」として県内全市町村でモデル校を指定し、市町村立図書館等と協力して学校図書館の環境整備や運営面のアドバイスをを行うなど、学校図書館の活性化に取り組みました。

<課 題>

- 市町村や学校による取組の好事例を、他の市町村や学校でも取り入れていく必要があります。
- 学校司書の配置義務が法令で定められていないため、各学校において配置状況に差があります。
- 県立図書館は、市町村立図書館等が行う学校図書館支援に対して、環境整備や運営面のアドバイスなど、継続的に支援する必要があります。

### 3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

新型コロナウイルス感染症の影響や ICT 等の発達により、子どもの読書活動を取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、本計画の推進において留意すべき事項として次のようなものがあります。

#### (1) 関係法令の改正等

近年、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）が改正されるなど、読書を取り巻く状況が変化しています。

平成 30 年の著作権法改正では、教育の情報化に対応した権利制限規定等が整備されました。従来の著作権法では、学校等の教育機関における授業等で必要な範囲での著作物の複製や遠隔合同授業における公衆送信は、著作権者等の許諾を得ることなく無償で行うことは可能でしたが、授業目的公衆送信補償金制度が創設され、遠隔合同授業以外でも指定管理団体(SARTRAS)に補償金を支払うことで、著作権者に無許諾で公衆送信が可能となり、教育現場での著作物利用の円滑化が図られました。

さらに、令和 2 年の改正では、国立国会図書館の絶版等資料のデータ送信が、事前登録した利用者に直接送信できるようになったほか、図書館等では、権利者保護のための厳格な要件を満たし、補償金を支払えば、図書館の資料を用いて著作物の一部をメール等で送信することが可能になるなど、読書環境の利便性の向上が進んでいます。

加えて、令和元年には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）が施行され、令和 2 年には国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。これらにより、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会を実現するために、視覚障害者が利用しやすい書籍等の充実や読書環境の整備を推進することとされました。

## (2) 新学習指導要領の全面実施

平成 29・30・31 年に公示された学習指導要領では、学校教育を通して育成を目指す資質・能力が「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に再整理され、それらをバランスよく育むことが求められています。また、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することや、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。

また、児童生徒の学びの基盤となる資質・能力の一つとして「言語能力」が示されており、その能力の育成のための重要な活動である読書活動を充実させていくことが定められています。

## (3) 新しい情報通信技術を活用した読書環境の変化

GIGA スクール構想<sup>14</sup>の実現に向けた ICT の活用や新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化等により、学校における一人一台端末の活用や学校と自宅等を通信ネットワークで接続したオンライン授業の実施が進むなど、教育現場も社会の情勢に合わせて変化しています。

このような読書環境の変化の中で、子どもたちの調べ学習に必要な資料の整備など電子書籍の活用も含めた今後の対応について十分に検討していく必要があります。

## 4 計画期間

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」を基本とするとともに、本県における県総合計画の計画期間を踏まえ、令和 4 年度から令和 7 年度までを計画期間とします。

## 第2章 基本的方針

「ひとりひとりの能力を開発し 豊かな人間性をつちかう」「じょうぶな身体をつくり たくましい心を養う」「郷土を愛し 協力しあう心を育てる」という本県教育の目標を達成する上で、読書活動の推進は重要な取組の一つです。

さらに、子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るとともに、そのための環境づくりに積極的に努める必要があります。

このことから、国の基本的な計画を踏まえ、次の方針のもと、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

### 1 読書活動を支える環境の整備

- 子どもの自主的な読書活動の推進のため、家庭・地域・学校等において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、読書環境等の整備・充実に努めます。

### 2 県立図書館と市町村立図書館等の連携

- 県立図書館は、市町村立図書館等に対して業務相談や研修会、モデルとなる事業の実施や図書館ネットワークの強化等の支援を行い、県内図書館の中心的役割を果たします。

### 3 学校における読書活動の充実

- 小・中学校等においては、「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」を推進するとともに、国語の授業と関連させた読書指導や各教科等の学習活動を通じた読書活動を推進し、読書の質及び量の充実に努めます。
- 高等学校においては、各教科や特別活動、総合的な探究の時間、進路指導等、様々な教育活動を通して読書活動を推進します。
- 特別支援学校においては、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、ICT 機器の活用等に努めます。



### 第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

#### 1 発達段階ごとの特徴等

子どもが自主的に読書に親しみ、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けるためには、乳幼児期から子どもたち一人一人の発達や読書経験をふまえた読書活動が行われることが必要です。

また、読書活動の推進にあたっては、学校種間の連携による切れ目のない取組が重要です。

※発達段階ごとの特徴について、国における「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ（平成30年3月）」により指摘された傾向は、以下のとおりです。

##### ① 幼稚園・保育所等の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言語を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。更に様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

##### ② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

小学校低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

##### ③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

##### ④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

## 2 家庭における子どもの読書活動の推進

### (1) 子どもの読書活動推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活の中で形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすことが求められています。

また、読書を通して家族が話し合う時間を持ち、絆を深めることができることから、子どもの読書活動の推進は重要です。

これらのことから、子どもの読書活動に対する興味・関心をそれぞれの家庭にあった方法で引き出せるよう、様々な機関が連携して啓発に努めます。

### (2) 家庭における読書活動支援の具体的な取組

#### ○ 読書活動への理解促進・情報提供

- ・ 親子を対象としたイベントや家庭教育学級など、様々な機会を捉えて、読書活動の重要性について啓発します。
- ・ 読み聞かせの楽しさや家庭における読書の重要性についての理解促進を図るため、「家庭教育応援ナビ」を活用し、読書に関する情報提供に努めます。

#### ○ ブックスタート等の推進

- ・ 市町村と連携してブックスタート等を奨励し、家庭での読み聞かせを促進します。

## 3 地域における子どもの読書活動の推進

### 【公立図書館等】

#### (1) 子どもの読書活動推進における公立図書館等の役割

公立図書館等は、子どもにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に手にとって選ぶことができ、読書の楽しみを知ることができる場です。

また、子どもが読書を通じて生きるために必要な想像力・思考力・言語能力等を養うとともに、生涯にわたって自分を成長させることのできる学びの場でもあります。

さらに、保護者や読書活動を推進する団体・グループにとっては、子どもに与えたい本を選んだり、読書について相談したりすることができる場です。

このように、公立図書館等には、地域における子どもの読書活動を推進する上で、重要な役割があります。

## (2) 県立図書館の具体的な取組

### ① 読書に親しむ機会の提供

- 「子ども読書フェスティバル」等のイベント開催や講座の実施により、読書に親しむ機会を提供します。
- 「こどもとしょしつ」「児童図書研究室」「おはなししつ」等を活用し、来館する子どもや保護者に対して、図書の提供や読み聞かせ、ブックトーク等のサービスを行います。

### ② 図書資料、施設等の整備・充実

- 優良な児童図書の購入に特に力を入れ、蔵書の拡充を図ります。
- 視覚障害者等様々な利用者の読書環境を向上させるために、大活字本、点字付き図書、LLブック<sup>15</sup>、布の絵本、さわる絵本等の充実を図ります。
- 県内に在住する外国人の子どもや小学校における外国語活動の取組等を踏まえ、外国語児童資料を収集し、利用案内やレファレンスサービスを行うとともに、市町村立図書館等への支援を行います。
- 子どもの発達段階に合わせて「すくすくコーナー」「ティーンズコーナー」を設置し、児童・青少年用図書資料の収集・提供に努めます。

### ③ 人的環境の整備と資質の向上

- ボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティアの研修会等を実施し、資質の向上を図ります。
- 保護者やボランティア等に対し、児童図書を紹介するなど、子どもたちが様々な資料に触れられる環境づくりに努めます。
- 読書関係団体・個人、市町村立図書館等の職員、司書教諭、学校図書館担当職員（学校司書やボランティア等）を対象に読み聞かせやブックトーク、選書の方法等の技術向上を目指す研修を実施します。

### ④ 市町村立図書館等での利活用

- 県立図書館の資料を、利用者が希望する市町村立図書館等で受け取ることができる遠隔地貸出サービス（ぶっくびん）を広く周知し、活用を図ります。
- 相互貸借や団体貸出等により、県内の子どもたちがより多くの資料を活用できるよう努めます。

### ⑤ 市町村立図書館等との連携・協力

#### ア 図書館等との連携・協力

- 公立図書館未設置の市町村に対し、図書資料の貸出しを含めた環境整備を積極的に支援します。

- 児童資料関係の基本図書、参考図書等を整備するとともに、県内図書館に寄せられたレファレンス事例を国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」<sup>16</sup>で公開し、レファレンスサービスの充実を図ります。

#### イ 学校等との連携・協力

- 県内の小・中学校、高等学校、特別支援学校等の図書館及びPTA等に対し、学校図書館支援用図書（貸出図書パック）、団体貸出、相互貸借等による資料の貸出しを行うとともに、市町村立図書館等が行う学校図書館支援に対して、環境整備や運営面のアドバイスなどの支援を行います。

#### ウ 大学図書館や国際子ども図書館との連携・協力

- 大学図書館と連携して、児童図書の調査研究資料等の相互貸借を進めるとともに、レファレンスサービスの充実を図ります。また、市町村立図書館等と県内の大学図書館との連携・協力を支援します。
- 国際子ども図書館<sup>17</sup>と連携して、児童図書に関する情報の収集や提供等に努めます。また、市町村立図書館等や学校図書館と国際子ども図書館との連携・協力を支援します。

#### エ 公民館等との連携・協力

- 地域の人々が、公民館や市民センター等において児童生徒に読み聞かせを行う取組を支援します。
- 公民館等で行われている先進的な事例を市町村に紹介するなど、地域全体での子どもの読書活動の活性化を図ります。
- 放課後や休日に子どもたちが集まる放課後児童クラブや児童館等において行われる取組を支援します。
  - ・ 保護者や地域のボランティア等による読み聞かせやブックトーク、本の紹介等の活動が推進されるよう市町村に働きかけます。
  - ・ 本の選び方や子どもの読書に関わるネットワークを広げるため、研修会などへの参加を呼びかけます。

### (3) 市町村立図書館等の取組

- 市町村立図書館は様々な機関と、次のように連携・協力し、読書活動を推進します。
  - ・ 公民館等の図書室や小・中学校、幼児教育施設、児童館等に対して図書の団体貸出やおはなし会等を実施します。
  - ・ 保健センターで実施される乳幼児健康診断等の機会を活用し、司書等が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に助言します。
  - ・ 関係機関が連携・協力して、ブックスタート等を実施します。

- 図書館職員の学校訪問や児童生徒の図書館への来館の機会を捉えて、読み聞かせやブックトーク等への参加を促します。
- 学校の求めに応じ、図書館見学の受入れなど、児童生徒がより図書館と本に親しむための支援を行います。

### 【民間団体等】

#### (1) 子どもの読書活動推進における民間団体等の役割

地域における子どもの読書活動を推進するうえで、ボランティアや読書関係団体等をはじめ、多くの県民による支援が大変重要です。

読書関係団体や個人、大学生・高校生等が絵本・紙芝居等の読み聞かせを通して子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、地域に根ざした多様な活動を行うことが期待されています。

#### (2) 民間団体等への具体的な支援

- 読み聞かせやブックトーク等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対して研修を実施し、地域における子どもの読書活動の活性化を図ります。
- 学校等で読み聞かせをするボランティアのために、読み聞かせに関する情報をホームページ等で提供します。
- 読書ボランティア団体等との情報交換を行うなど、活動の活性化を支援します。
- 地域の団体が、絵本の読み聞かせ会などの読書活動を推進するために「子どもゆめ基金」<sup>18</sup>の助成を紹介し、民間団体の活動を支援します。
- 市町村立図書館等とともに、民間団体及び関係機関の連携・協力、情報交換の促進を図ります。
- 県内の企業等との連携・協力を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。

## 4 学校等における子どもの読書活動の推進

### 【幼児教育施設】

#### (1) 子どもの読書活動推進における幼児教育施設の役割

幼稚園教育要領、保育所保育方針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、ねらいとして「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」ことが挙げられています。教育活動や保育活動、子育て支援活動の一環として、絵本・紙芝居などの読み聞かせや自然体験的な活動における図鑑等の活用等を通して、子どもが読書に親しむ機会を提供することが重要です。

また、幼児期に読書活動の楽しさを体験させるためには、保育者が読書の意義を十分に

理解し、幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を図るとともに、本に触れることができる環境を整備することや、読み聞かせ等の意義や大切さについて保護者に周知・啓発することも大切です。

## (2) 具体的な取組

### ① 読書の楽しさと出会うための工夫

- 幼児が興味をもち、想像を豊かに広げられるよう、読み聞かせの題材選びや方法の工夫及び集団で楽しむ雰囲気づくりに努めます。
- 幼児が主体的に絵本や物語に親しんでいけるよう、興味・関心、発達段階、季節や行事との関連等を踏まえた絵本の活用を図ります。
- 絵本を幼児の目の高さに置くなど、幼児が興味をもちやすく、落ち着いて見ることができるように図書スペースの設置の工夫に努めます。
- 公立図書館の団体貸出等のサービスを利用するなどして、幼児が多様な絵本に出会う機会を増やします。

### ② 読書を日常的なものにする工夫

- 絵本等への興味を家庭でも広げ、活かしていくために保護者への情報提供・助言や絵本等の貸出しに努めます。
- 未就園児の保護者への子育て支援の中で、幼児の読書に対する保護者の理解を深めるため、「家庭教育応援ナビ」を活用した読書に関する情報提供に努めます。
- 幼児教育施設で児童生徒が読み聞かせを行うなど、幼児が絵本等に触れる機会を多様にするための小・中学校・高等学校等との連携を図ります。

## 【小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等】

### (1) 子どもの読書活動推進における学校の役割

学校における読書活動の推進は、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を形成していく上で大きな役割を担うとともに、家庭や地域における読書活動に大きく影響します。児童生徒が望ましい読書習慣を通して自らを豊かにし、高めていくことは、実りある人生を築いていく上で非常に大切なことです。

そのために、学校図書館の整備・活用や読書指導等を通して様々な図書との出会いの機会を設けるとともに、国語科をはじめとする各教科等において自発的な読書につながるような指導を工夫して行うことで、読書の質及び量の充実を図ることが求められます。

### (2) 具体的な取組

#### ① 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

- 小・中学校・高等学校、特別支援学校等、各学校段階において読書活動の推進を図り

ます。

- ・ 国語をはじめとする各教科等の指導と関連させた読書指導を充実します。
  - ・ 全校一斉読書等、児童生徒の読書の時間を確保し、読書の習慣付けを促進します。
  - ・ 推薦本の紹介（ブックトーク、読書郵便、本の帯やポップづくり等）、ビブリオバトル<sup>19</sup>、読書へのアニメーション<sup>20</sup>等、児童生徒の読書を活性化させるための取組を行います。
  - ・ 図書委員会活動の活性化等、児童生徒が読書推進のリーダーとなるための活動に取り組みます。
- 県教育研修センターにおける「学校図書館を活用した授業づくり研修講座」、各教科・領域の研修講座や、学校図書館研究部の取組等に積極的に参加するなど、教職員の指導力向上に努めます。
  - 地域の読み聞かせボランティアを活用するなど、家庭・地域・学校の連携の推進を図ります。
  - 公立図書館等で行っている団体貸出等のサービスを積極的に活用するなど、子どもたちの読書活動を拡充します。
  - 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」の取組を推進します。
- ② 学校関係者の意識高揚
- 子どもの読書活動や学校図書館に関する国・県の施策を踏まえた取組を進めます。
  - 校内研修等により、読書の意義や指導の工夫に関する全教職員の理解を促進します。
- ③ 特別な教育的支援を必要とする子どもの読書活動の推進
- 特別な教育的支援を必要とする子どもが豊かな読書活動を体験できるように、子どもの実態に応じた選書や環境の工夫、機器の活用等を図ります。
  - 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の活用により、県立点字図書館の点字データをはじめ、学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用に努めます。
- ④ 学校図書館の環境整備の充実
- 学校図書館の設置状況に関する調査結果や取組の優良事例、推薦図書等を参考に、学校図書館資料の充実に努めます。
  - 第6次「学校図書館整備等5か年計画」（令和4年度～令和8年度）に基づき、小・中学校の図書館資料の整備・充実や学校司書の適正な配置等に努めます。

## 5 図書館間協力等の推進

### (1) 図書館間協力等の必要性

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館等、学校図書館・図書室、大学図書館等の機関が連携し、図書資料や情報の相互利用を図ることにより、子どもの多様な興味・関心の要求に応えることが求められています。

また、公立図書館等と児童館、保健センター、学校・幼児教育施設等の関係機関及び民間団体、地域住民等が協力し、社会全体で子どもの読書活動を推進することが重要です。

### (2) 具体的な取組

#### ① 図書館間の情報ネットワークの活用

○ 茨城県図書館情報ネットワークの横断検索、相互貸借システムを利用し、資料の相互貸借がスムーズに行えるよう有効活用を図ります。

#### ② 情報交換や業務相談の実施

○ 県立図書館の職員が市町村立図書館等を巡回訪問し、情報交換や図書館の業務相談を行い、その内容について情報共有します。

#### ③ 研修の充実

○ 県立図書館は、市町村立図書館、大学図書館、関係機関等と協力し、職員の経験年数や職能等に応じたきめ細かい研修を実施し、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。

#### ④ 子どものレファレンス事例のデータベース化

○ 県立図書館の児童図書等に関するレファレンス事例について、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」で公開し、各館におけるレファレンスサービスの向上を図ります。

## 6 啓発・広報等の推進

### (1) 啓発・広報及び各種情報の収集・提供

県民の子ども読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、啓発・広報活動を行うことが大切です。

「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)等において、県内公立図書館、学校等でその趣旨に沿った事業の実施を通して、社会全体で読



書の意義や重要性について理解を深めていくことが望まれます。

また、子どもの読書活動に対する県民の意識が高まるよう、県内公立図書館、学校、民間団体等の取組や図書について様々な情報を収集し、提供することが必要です。

## (2) 具体的な取組

- ① 「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」等における啓発・広報の推進
  - 子どもの読書活動の重要性についての理解の浸透を図るため、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」(10月27日)について、ホームページの掲載やポスター・パネルの掲示など県民に対する周知・啓発に努めます。
  - 県立図書館では、こどもの読書週間において、子ども読書フェスティバルを開催し、読書に親しむ機会の重要性等について啓発します。
  - 本の魅力を伝えるために有効なビブリオバトル等の活動を通して啓発に努めます。
  
- ② インターネットを活用した情報発信
  - 学校、公立図書館、民間団体等の先進的な取組や子どもの読書活動に関する事業とその効果について、ホームページで情報を発信します。
  - Twitter、Facebook等のSNSを活用し、読書に役立つ情報を発信します。
  
- ③ 広報紙等による事業紹介
  - ホームページやSNS等、様々なメディアを通じて、子どもの読書活動の推進に関する事業を紹介するとともに、読書の楽しさや重要性についての啓発を図り、事業への参加を促します。
  - 子どもの読書活動の推進に向け、公立図書館等が学校や読書関係団体等に積極的に事業の情報を発信するよう取り組みます。
  
- ④ 優良な図書の普及
  - 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」(平成21年茨城県条例第35号)第12条の規定に基づき、子どもたちにとって有益と認められるものを優良図書として推奨しており、学校や県内市町村立図書館等へポスターやリストを配布したり、ホームページやSNS等に掲載することにより、家庭や地域への周知を図ります。

## 7 数値目標の設定

本計画の策定にあたり、数値目標を設定し、子どもの読書活動を推進するとともに、その達成状況を把握し、計画の進行管理を行います。

①公立図書館等における 児童図書貸出冊数（冊）		②年間 50 冊以上の本を読んでいる児童と年間 30 冊以上の本を読んでいる生徒の割合		③市町村の「子ども読書活動推進計画」策定数	
令和元年度 （現状値）	令和 7 年度 （目標値）	令和 2 年度 （現状値）	令和 7 年度 （目標値）	令和 3 年度 （現状値）	令和 7 年度 （目標値）
5,511,639	5,831,000	児童 69.5%	76.8%	26 市	32 市
		生徒 22.0%	26.9%	7 町村	12 町村

※各目標の現状値については、令和 4 年 3 月時点で確定している実績を基準とした。

## 第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

### 1 推進体制

#### (1) 県の推進体制

学校教育及び社会教育の関係者、学識経験者等からなる「いばらき子ども読書推進会議」を設置し、読書活動推進のための普及・啓発、関係機関との連携・協力に関することについて協議をし、効果的な推進が図られるよう努めます。なお、「いばらき子ども読書推進会議」は、同様の構成員をもつ茨城県生涯学習審議会及び社会教育委員会議や図書館協議会等に代替して実施することで、様々な専門家による丁寧な協議の実施に努めます。

また、必要に応じてワーキンググループを設置し、いばらき子ども読書活動推進計画の策定及び進行管理に関することを協議します。ワーキンググループは、茨城県教育委員会関係各課等の担当者をもって構成します。

#### (2) 市町村の推進体制

子どもの読書活動においては、市町村の果たす役割が重要であることから、県と市町村がそれぞれの役割を担うとともに、市町村相互の連携・協力体制の整備が積極的に推進されるよう働きかけます。

#### (3) 民間団体との連携・協力

県内で活動しているボランティアや読書関係団体等の主体的な活動を促進するとともに、読書活動の意義や重要性を学ぶ機会が増えるよう関係機関との連携を図ります。

#### (4) 国の役割

国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次基本計画）」において、子どもの読書活動推進における国の主な役割は次のとおりとされています。

- ・ 関係府省庁相互の密接な連携を図るとともに、都道府県及び市町村相互の連携の更なる強化を図る。
- ・ 都道府県、市町村、民間団体等と連携し「子ども読書の日」等の全国的な普及啓発の推進や、優れた取組の奨励を図る。
- ・ 都道府県が市町村への支援等子どもの読書活動を推進するに当たって必要な支援を行う。

### 2 財政上の措置

この推進計画において示した各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

【用語解説】

No.	用語	用語の意味
1	ブックスタート	赤ちゃんの時から本に接してもらい、言葉と心を育てることに役に立てようという運動。0歳児健診の時などに市区町村が絵本を配布する。1992年に英国で始まった。
2	家庭教育応援ナビ	県教育委員会が運営しているウェブサイトで、子育てや家庭教育に関する学びの機会と情報を提供している。
3	レファレンスサービス	図書館等で利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。
4	幼児教育施設	本計画において、「幼児教育」は、幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を指す。「幼児教育施設」は、保育所・幼稚園・認定こども園等を指す。
5	保育者	本計画において、「保育者」は、幼児教育に携わる保育士・幼稚園教諭・保育教諭等を指す。
6	小学校	小学校及び義務教育学校の第1～第6学年
7	中学校	中学校、義務教育学校の第7～第9学年及び中等教育学校の前期課程
8	高等学校	高等学校及び中等教育学校の後期課程
9	ブックトーク	子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が沸くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。
10	みんなにすすめたい一冊の本推進事業	<p>学校が家庭や地域の協力を得ながら読書意欲を喚起して読書活動の推進に努め、国語力の向上と心の教育の充実を図ることを目的とした県の事業。</p> <p>平成28年度に『読書案内リーフレット（中学生版）』を、平成29年度には『読書案内リーフレット（小学生版）』を作成し、県教育委員会ホームページに掲載している。また、多くの図書を読んだ児童生徒には、以下の賞を授与している。</p> <p>【県知事賞】小学校（特別支援学校小学部を含む）4～6年の3年間で300冊以上読んだ児童、中学校（特別支援学校中学部、中等教育学校、県立学校を含む）1～3年の3年間で150冊以上読んだ生徒へ県教育委員会から</p>

10	みんなにすすめたい一冊の本推進事業	<p>賞状を授与</p> <p>【県教育長賞】小学校（特別支援学校小学部を含む）4～6年生で年間 50 冊以上読んだ児童、中学校（特別支援学校中学部、中等教育学校、県立学校を含む）1～3年生で年間 30 冊以上を読んだ生徒へ県教育委員会から賞状を授与</p>
11	司書教諭	<p>学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う者。司書教諭の講習を修了した教員が、学校内の役割としてその職務を担当する。</p>
12	学校司書	<p>学校図書館の運営・活用等についてその役割を担う者。資格について、制度上の定めはない。</p>
13	視覚障害者情報総合システム「サピエ」	<p>「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などさまざまな情報を提供するネットワーク。「サピエ図書館」は、全国のサピエ会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース。</p>
14	GIGA スクール構想	<p>「一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する」ための構想。 (文部科学省ホームページより)</p>
15	LLブック	<p>文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人（障害のある人や母語が日本語でない人など）が、やさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて、内容が分かりやすく書かれている本。LLはスウェーデン語の (Lättläst) レットラストの略で、「やさしくてわかりやすい」という意味。</p>
16	レファレンス協同データベース	<p>国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している調べ物のためのデータベース。</p>

17	国際子ども図書館	国立国会図書館法に基づく我が国唯一の国立の児童書専門図書館。国内外の豊富な資料と情報資源を活用し、子どもの本に関わる活動や調査研究を支援することにより、「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」という理念の実現をその使命としている。(国立国会図書館国際子ども図書館ホームページより)
18	子どもゆめ基金	独立行政法人国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して助成金を交付する基金。
19	ビブリオバトル	<p>書評合戦のこと。基本的なルールは、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発表者が読んで面白いと思った本を持って集まる。</li> <li>② 順番に一人5分程度で本を紹介する。それぞれの発表後に参加者全員でその発表に関する意見交換を2～3分程度行う。</li> <li>③ 全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で決定する。</li> </ol> <p>書評合戦（ビブリオバトル）の効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心をもつことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。</p>
20	読書へのアニメーション	<p>スペインのモンセラット・サルト氏らが開発したグループ参加型のメソッド。1974年ヨーロッパ各国の児童文学関係者、専門家の会議場で子どもの読書離れが話題となり、モンセラット・サルト氏らが20年に渡る試行錯誤を経て、「読書へのアニメーション」を開発した。お話の中に間違いを入れて読み聞かせた上で間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したり、子どもの発達段階に応じて75の方法があり、深く読む習慣や読解力、コミュニケーション能力を養うことを目指す。</p>

いばらき子ども読書活動推進計画（第四次推進計画）

---

令和4年3月

発行 茨城県教育庁総務企画部生涯学習課  
茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
電話：029-301-5318  
e-mail：shogaku1@pref.ibaraki.lg.jp

※表紙 マスコットキャラクター「ふれあちゃん」承認第2号